

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 17・地方税 14(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、個人住民税:外、事業税:義)		
		② 上記以外の税目	-		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止積立金として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の80%を限度に損金算入ができる本制度は、令和2年3月31日が適用期限となっている。			
		《要望の内容》 本制度の適用期限を2年間延長する。			
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第20条、第55条の2、第68条の44 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第32条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項第3号			
5	担当部局	産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付			
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和3年度			
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度	制度創設	平成8年度	2年間延長
		昭和51年度	2年間延長	平成10年度	〃
		昭和53年度	〃	平成12年度	〃
		昭和55年度	〃	平成14年度	〃
		昭和57年度	〃	平成16年度	〃
		昭和59年度	〃	平成18年度	〃
		昭和61年度	〃	平成20年度	〃
		昭和63年度	〃	平成22年度	〃
		平成2年度	〃	平成24年度	〃
		平成4年度	〃	平成26年度	〃
		平成6年度	〃	平成28年度	2年間延長・縮減 (損金算入額を積立額の100%→80%)
				平成30年度	2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)			

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》          金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)第1条「金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けて、鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。」</p>														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	産業セキュリティ 産業保安・危機管理														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。          H30～R3年度は積立(見込)法人数(経済産業省調べ)を記載。</p>	年度	法人数	H28	8	H29	5	H30	10	R1(見込)	10	R2(見込)	11	R3(見込)	11
		年度	法人数														
H28	8																
H29	5																
H30	10																
R1(見込)	10																
R2(見込)	11																
R3(見込)	11																
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用額(百万円)	H28	4	H29	3	H30	11	R1(見込)	8	R2(見込)	9	R3(見込)	9		
年度	適用額(百万円)																
H28	4																
H29	3																
H30	11																
R1(見込)	8																
R2(見込)	9																
R3(見込)	9																

			<p>※H28～29 年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3 年度は積立(見込)額(経済産業省調べ)を記載。</p>														
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(国税+地方税) (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29 年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3 年度は積立(見込)額より経済産業省試算。</p>	年度	減収額(国税+地方税) (百万円)	H28	1	H29	1	H30	4	R1(見込)	2	R2(見込)	3	R3(見込)	3
年度	減収額(国税+地方税) (百万円)																
H28	1																
H29	1																
H30	4																
R1(見込)	2																
R2(見込)	3																
R3(見込)	3																
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 積立実績 平成 26 年度 100% 平成 27 年度 100% 平成 28 年度 100% 平成 29 年度 100% 平成 30 年度 100%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された。</p>														
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>閉山後の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生 of 未然防止が図られたため。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>鉱害防止事業は、イタイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立では、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づく法律上の義務である。また、同法第 7 条第 2 項に基づき鉱害防止積立金は JOGMEC に積み立てなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和 49 年度)以来、40 年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もなお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。</p>														

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度のほかに、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合等に以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に、国はその事業費の4分の3を補助する。</p> <p>○鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例【租税特別措置法第28条第1項第3号、第66条の11第1項第3号、第68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について永続的に流出する坑廃水を処理するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により確実に積立てが行われることで、そのような事態になった場合の負担の軽減が図られる。</p>
12	有識者の見解		<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日 衆議院商工委員会)</p> <p>将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29 経産04)